## 「土砂災害警戒避難ガイドライン」の改訂概要

## 改訂の経緯

平成26年8月の広島市での土砂災害を受け、土砂災害防止法を改正(平成27年1月18日施行) 本ガイドライン(平成19年4月)も、土砂災害への警戒避難を的確に行えるよう改訂

## 主な改訂内容

- 〇土砂災害の危険性等の周知(第2章)
  - ・土砂災害警戒区域、警戒区域に相当する区域、土砂災害危険箇所の<u>住民への周知徹底</u> (P2-3)
  - ・危険な区域、避難場所・避難経路の継続的な周知のためのハザードマップの活用 (P2-4)
- ○情報の収集(第3章)
  - ・土砂災害警戒情報、警戒判定メッシュ情報等の収集すべき情報の解説 (P3-1、P3-2)
  - ・地域住民と連携した災害発生やその予兆に関する情報の収集方法の解説 (P3-3)
- ○情報の伝達(第4章)
  - ・避難勧告、土砂災害警戒情報等の<u>防災情報を確実に住民へ伝達</u>するため<u>多様な手段</u>の確保 (P4-3)
  - ・<u>誰が誰に情報を伝達</u>するか決めておくとともに、<u>着信確認</u>により、確実な情報伝達体制を構築 (P4-3)
  - ・国、都道府県は、市町村長が避難勧告等を的確に発令できるよう、メッシュでの危険度情報などきめ細かで分かりやすい情報を提供 (P4-2)
- 〇避難勧告・避難指示等の発令・解除(第5章)
  - ・土砂災害警戒情報発表後、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする (P5-1)
  - ・土砂災害警戒情報発表の重要性が理解できるようその<u>意味するところを解説</u> (P5-1)
  - ・避難勧告等は発令基準に従い、<u>避難場所の開設の有無によらず</u>躊躇なく発令する旨記載 (P6-3)
  - ・土砂災害の避難勧告等で求められる住民の避難行動について具体的に解説 (P5-3)
  - ・避難勧告等の発令単位は土砂災害警戒区域を基本とする (P5-6)
  - ・降雨後にも、客観的な気象状況や広域での災害情報を住民に正確に提供 (P5-9)
  - ・土砂災害警戒メッシュ情報や国・都道府県等からの助言の活用 (P5-1、P5-10)
- ○安全な避難場所・避難経路の確保(第6章)
  - •安全な避難場所・避難経路の設定時の留意事項を解説 (P6-1)
  - ・避難場所、避難経路、避難の方向等の例をイメージ図で解説(参考編)
- ○要配慮者への支援(第7章)
  - ・<u>要配慮者利用施設等</u>の管理者が<u>避難計画</u>を策定する際の<u>留意事項</u>を解説 (P7-1)
  - ・在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立 (P7-3)
- 〇防災意識の向上(第9章)
  - ・住民と行政が共通認識を持つためのタイムラインの活用 (P9-1)
  - ・実践的で多くの住民が参加する<u>防災訓練</u>の展開 (P9-3)
  - ・次世代の地域防災の担い手である児童・生徒への<u>防災教育</u>の推進 (P9-4)
  - ・住民参加のハザードマップづくりと地区防災計画制度の活用 (P9-1、9-2、参考編)